

平成18年度京都式えらべるデイサービス実施基準

- 1 レクリエーション活動援助を複数の多様な小グループに分けて実施すること。
- 2 利用者が自ら小グループを選択できるようにすること。
ただし、意思決定が困難な利用者については、アセスメントを基に本人の決定を支援すること。
- 3 利用者が所属する小グループを明確にし、原則として所属グループを変更せず継続して活動するようにすること。
(利用者が変更を希望する場合は、変更を妨げるものではない。)
- 4 小グループ活動を実施するときは10人以下とすること。
- 5 各利用者の活動目標を設定し、活動の記録・評価を行うこと。
- 6 小グループ活動の実施に当たり、ボランティア(元気高齢者が中心)を活用すること。